種類 使途 第1欄 第2 欄 第3欄 第 4 欄 (1) 福祉型障害児入 施設を運 次の算式(1)により算定した額。ただし、その	の月
	の月
(1) 福祉型障害児入 施設を運 次の算式(1)により算定した額。ただし、その	カ月
こせ記 労士フォ 切口においてての世記に対しの以上の士女羊:	~ ±
所施設 営するた 初日においてその施設に対し2以上の支弁義系 あに必要 がある場合における各支弁義務者の支弁額の負 な 歴 号 の は、次の第末(3) (関係主会業務者が対策を行	拿定
な職員のは、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行な	·
人件費を 各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支	
の他事務べき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁する。	_
の執行にととしているときは算式(3))によって算定し	こ額
伴う諸経とする。	7 1-
費なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる。	
	丌し
ている場合には、算式(4)を加算する。	
算 式(1)	
その施設の月額保護単価×その月初日の	り措
務 置児童等数	
算 式(2)	
その施設の月額保護単価×その月初日の	の措
置児童等数×支弁率(※)	
(※) その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数 その体証のその日の知日の知世界旧音等数	
その施設のその月の初日の総措置児童等数	
算 式(3)	
その施設の月額保護単価×その協定人員	(そ
の月初日において私的契約者があるときは	、そ
費の数を控除した数)	
算 式(4)	
主として盲児又はろうあ児を入所させん	る福
社型障害児入所施設の幼児加算分月額保証	養単
価×その月初日の措置幼児数	-

(2) 生	アー 般 生 活 費	福祉型障害の治療を受けるののでは、おいては、おいでは、おいでは、おいでは、おいでは、はいでは、はいでは、はいでは、はいで	
諸	度障害児支	福祉型障害のの児童をのの問題では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	

福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。

ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。

算 式(1)

49,030円×その月の初日の措置児童等数

算 式(2)

次の表の重度加算費月額保護単価×その月 初日の別に定める基準による重度障害児数

重度加算費保護単価表 (重度障害児1人当たり)

障害種別	F	죔額
知的障害児	25%加算分 30%加算分	48, 120 円 57, 760 円
自閉症児	25%加算分 30%加算分	48, 120 円 57, 760 円
盲児	25%加算分 30%加算分	46, 110 円 55, 320 円
ろうあ児	25%加算分 30%加算分	41, 730 円 50, 060 円
肢体不自由児		57, 760 円

ただし、別に定める基準に該当する場合に おいては、次の算式により算定した額を加算

			する。(主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。) 行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 ×その月の別に定める基準による行動障害 児数
ウ 強度行動障害児特別支援加算費	主的はをる害設童てるりけ強害と障自入福児の等別基指た度児し害閉所祉入措でに準定施行て児症さ型所置あ定にを設動知又児せ障施児っめよ受の障	の監護及び日常諸	算 式(3) 強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 229,570円×その月初日の別に定める基準による 強度行動障害児数
工重度重複障害児加算費	重の等別基重害さかのとなった。	の監護及 び日常諸	算 式(4) 重度重複障害児加算費月額保護単価 32,700 円×その月初日の別に定める基準による 重度重複障害児数
才被虐待児	障害児入所 施設及び指 定発達支援 医療機関に 入所する措	の監護及 び日常諸	算 式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価 37,900 円× その月初日の別に定める基準による被虐待児数

1	_	I		_								
	受	置児童										
	入	あって	、別	に								
	加	定める	5基	準								
	算	により	ノ虐:	待								
	費	を受り	ナて	い								
		たもの	りと	認								
		定され	ι た.	児								
		童										
(3)		主とし	して	肢	施設(の 運	次の算	式(1)	から(9)	により算定	こした額の	の合
	ア	体不良	自由.	児	営に	必 要	算額					
肢		を入門	近さ	世	な事	務 費						
	点	る医療	東型	障	及び:	生活	算 :	式(1)				
		害児グ	入所?	施	諸経費	Ì	保·	健衛生費	月額保護	単価 370 F	円×その。	月初
体	数	設の排	昔置.	児			日の	措置児童	宣等数			
		童等										
	分						算 :	式(2)				
不							次	の表のA	欄に掲げ	ずる保育士等	等加算費	月額
							保護	養単価×	その月初	日の措置児	童等数(5	地方
							公共	き団体及び しょうしん	ゾ社会福祉	止事業団等の	の経営する	る施
自							設以	人外の施言	殳の場合、	民間施設力	加算額と	して
							次σ	表のB ²	欄に掲げ	る額を加算	すした額。	とす
							る。)				
由												
				Ų.	「 保育岀	等力	」 □算費保護	単価表(措置児童	等1人当た	り月額)	
児								51 人	61 人	71 人	81 人	
			措置	児	宣等数	X	50 人	から	から	から	から	
							まで	60 人 まで	70 人 まで	80 人 まで	90 人 まで	
基				1				0, 0	0, 5	0, 5	01 0	
				++								
			A 欄	基	本	分	円 27 630	円 26, 900	円 26, 310	円 25 620	円 24, 910	
本			1143				27, 000	20,000	20, 010	20, 020	21,010	
			В	加	〕算	分	2, 390	2, 300	2, 260	2, 190	2, 120	
			欄	//-	, 11	/1	2, 000	2, 000	2, 200	2, 100	2, 120	
分				1								
							91 人か	101 人	111 人	121 人か	131 人	
			措置	焸	宣等数		ら100人	から	から	ら130人	から	
措							まで	110 人 まで	120 人 まで	まで	140 人 まで	
								<i>&</i> C	\$ C		φ.C	

置

費

A 欄	基	本	分	円 24, 250	円 24, 010	円 23, 820	円 23, 540	円 23, 350
B 欄	加	算	分	2, 100	2, 060	2, 050	2, 030	2, 000
措置	置児童	查等 数	数	141 人 から 150 人 まで	151 人 から 160 人 まで	161 人 から 170 人 まで	171 人 から 180 人 まで	181 人 から 190 人 まで
A 欄	基	本	分	円 23, 160	円 22, 990	円 22, 880	円 22, 770	円 22, 680
B 欄	加	算	分	2, 020	1, 980	1, 970	1, 950	1, 950
措置	置児童	音等数	数	191 人 から 200 人 まで	201 人以上			
A 欄	基	本	分	円 22, 560	円 22, 490			
B 欄	加	算	分	1, 950	1, 920			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

次の表のA欄に 掲げる乳幼児保 × 初日の 育士等加算費月 措置乳 額保護単価 幼児数

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4

条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表 (乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	20, 900 円	1,810円

算 式(3)

日用品費月額保護単価 19,250 円×その月初日 の措置児童等数

算 式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月 初日の措置児童等数

算 式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月 初日の措置児童等数

算 式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防 法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規 則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備 ・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189 号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の 技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防 課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。 以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及 び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,280 円×その月初日の措置児童等数

		別に定める重由とは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	童の看	算 式(8) 児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護単価7,570円×その月初日の措置児童等数ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援管理責任者を専任で配置した場合に限る。 算 式(9) 小規模グループケア加算分月額保護単価73,350円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数 (注)この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで、(16)及び(17)の費目の項に定めるところによる。 重度障害児支援加算費月額保護単価57,760円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数
	害児支援加算	棟の措置児童等	日常諸経費等	
	費			
(4)	主として肢体不自由児を入所させる			次の算式(1)から算式(5)までにより算定した 額の合算額
肢	指定発達支援医療 機関の措置児童等		事務費	算 式(1)(日用品費分)
体			及び生 活諸経 費	日用品費月額保護単価 19,250 円×その月初日 の措置児童等数

不			算 式(2)(保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 20,900 円×その
1			
			ただし、乳幼児を措置しているときは、次の
自			算式により算定した額を合算する。
_			乳幼児保育士等加算費月額保護単価 20,900 円
			×その月初日の措置乳幼児数
由			(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4
			条第1項第1号及び第2号に規定する「乳
			児」及び「幼児」を総称したものとする。
児			
			算 式(3)
			(重度障害児支援加算費分)
療			重度障害児支援加算費月額保護単価 57,760
			円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児
			を重度肢体不自由児棟に入所されているものと
育			みなす。)
			算 式(4)
費			指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月
			初日の措置児童等数
			算 式(5)
			特別訓練費月額保護単価 820 円×その月初日
			において 15 歳を超えた児童であって、教育費又
			は、特別育成費を支弁されない措置児童等数
			│ │ (注)この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校│
			 給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成
			費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬
			祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、そ
			の使途及び各月の支弁額の算式については、こ
			の表の(7)から(13)まで及び(17)の費目の項に
			定めるところによる。
(5)	主として自閉症児	施設の	次の算式(1)から算式(9)までにより算定した
	を入所させる医療	運営に	額の合算額
	型障害児入所施設	必要な	
自	の措置児童等	事務費	算 式(1)(保健衛生費分)
		及び生	保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初

閉			活 諸 経 費	日の	措置児童 [:]	等数			
				算:	式(2)(1	保育士等	加算費)		
症					表のA欄ロ		その月初		
児					保育士等) 額保護単何		児童等数		
基				る施	設以外の 次の表の	施設の場	会福祉事業区 場合、民間が 弱げる額をか	拖設加算額	頂と
本				7 6	00 /				
		保育士	等加算費	保護単価	表(措置	児童等1	人当たり月	額)	
分					41 人	51 人	61 人	71 人	
144	措置児	己童等数		40 人	から	から	から	から	
措				まで	50 人 まで	60 人 まで	70 人 まで	80 人 まで	
					<u>۵</u> ۲	<u>۵</u> ۲	3.6	<i>x</i> 0	
置	A	基本	分	円	円	円	円	円	
	欄		, -		72, 520		70, 380	69, 300	
費	В	加算	分						
	欄	% F 31	, ,,	6, 500	6, 430	6, 290	6, 210	6, 100	
				04 1	04 1	404 1			
	世罢旧	見童等数		81 人 から	91 人 から	101 人 から	111 人		
	田恒の	1里守奴		から 人	から 100 人	から	以上		
				まで	まで	まで	->		
	A ;	基本	分	円	円	円	円		
	欄			68, 910	68, 590	68, 210	67, 810		
	B ;	加 算	分	6, 090	6, 070	6, 020	5, 980		
	们制			0, 090	0, 070	0, 020	3, 900		

算 式(3)(日用品費分)

日用品費月額保護単価 19,250 円×その月初日 の措置児童等数

算 式(4)(看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月 初日の措置児童等数

算 式(5)(重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 ×その月初日の別に定める基準による重障害児 数

重度障害児支援加算費保護単価表

(重度障害児1人当たり)

区分	保護単価(月額)
25%加算分	48, 120 円
30%加算分	57, 760 円

ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算 式(6) (スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 (40 人以下施設) 950 円×その月初日の措置児 章等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置 している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団 等の経営する施設を除く。)

算 式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価

			5, 280 円×その月初日の措置児童等数
			算 式(8) 児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護 単価 7,570 円×その月初日の措置児童等数 ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援 管理責任者を専任で配置した場合に限る。
			算 式(9) 小規模グループケア加算分月額保護単価 73,350 円×その月初日の別に定める基準による 小規模グループケア加算対象措置児童等数
			(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給 食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、 夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、 就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、そ
			の支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に ついては、この表の(7)から(14)及び(16)並びに (17)の費目の項に定めるところによる。
(6)	主として重症心身	施設の	次の算式(1)から算式(7)までにより算定した
重	障害児を入所させ る医療型障害児入 所施設及び指定発	必要な	額の合算額
症	所 施設 及 び 指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 の 措 置 児 童 等		算 式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 237,100 円×その月初日 の措置児童等数
心			算 式(2)(日用品費分)
			日用品費月額保護単価 19,250 円×その月初日 の措置児童等数
身			算 式(3)(看護代替要員費分)
障			看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月 初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入 所させる場合は除く。)
害			算 式(4)(療育訓練費分)

		1	
			療育訓練費月額保護単価 430 円×その月初日
			の措置児童等数
児			
			算 式(5)(スプリンクラー保守管理等費分)
			スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
療			310 円×その月初日の措置児童等数
			各月初日において、スプリンクラー設備を設置
			している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団
育			等の経営する施設を除く。)
			算 式(6)
費			児童発達支援管理責任者専任加算分月額保護
			単価 7,570 円×その月初日の措置児童等数(指定)
			発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)
			ただし、加算を算定する場合は、児童発達支援
			管理責任者を専任で配置した場合に限る。
			日在兵は日と寺はて配置した初日に成る。
			算 式(7)
			小規模グループケア加算分月額保護単価
			73,350 円×その月初日の別に定める基準による
			小規模グループケア加算対象措置児童等数(指定)
			発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)
			(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校
			給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成
			費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬
			祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、そ
			の使途及び各月の支弁額の算式については、こ
			の表の(7)から(13)及び(17)の費目の項に定
			めるところによる。
(7)	障害児入所施設及	次に掲	次の算式(1)によって算定した額
	び指定発達支援医し		ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁
教	療機関の措置児童		すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は
	等であって義務教		算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高
	育諸学校又は特別(等部第1学年に入学する児童があるときは、算式
	支援学校の高等部の		(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によ
	に在学中のもの及		って算定した額に加算する。
	び特別支援学校の		なお、算式(4)については、4月分の措置費と
1			500、元の、1/10 20 (16、7月月の日回見し)

高等部第1学年に学校高 して支弁する。 育 入学するもの。 等部の 算 式(1) 教育を 含む。) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月 に必要 の学年別就学措置児童等数 な学用 費 品費等 教育費保護単価表(措置児童等1人当たり) 代 特別支援学 学年別 小学校 中学校 (2)教 校高等部 材代 (3)通 保護単価 円 円 円 学のた (月額) 2, 170 4, 300 4, 300 めの交 通費 (4)そ の児童 算 式(2) の特別 その施設のその月におけるその措置児童等の 支 援 学 別に定めるところにより教科書に準ずる正規の 校高等 教材として学校長が指定するものの購入に必要 部入学 な実費を合算した額 に必要 な学用 算 式(3) 品費等 その施設のその月におけるその措置児童等で あって、交通費の支給を必要と認めるもの(その 児童(重症心身障害児を除く。)が通学する場合 に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人 を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人と する。)があるときは、その児童又は付添人が最も 経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は 付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車 券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準 ずるもの。)の実費を合算した額 算 式(4) 特別加算費年額保護単価 61,200 円×特別支援 学校の高等部第1学年入学措置児童等数 障害児入所施設及その児 (8) その施設のその月におけるその措置児童等が、そ び指定発達支援医│童 の そ│ の義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から

学	療機関の措置児童	の学校	学校給食費として徴収される実費を合算した額
-	等であって、学校		子伝信及員としては私とれる人員と日本した最
校	給食を実施してい		
12	る義務教育諸学校		
給	マは特別支援学校	性貝	
小口	の高等部に在学中		
食	のもの。		
及	0) 50%		
費			
<u> </u>			
(9)	障害児入所施設及	その児	次の算式により算定した額の合算額
	び指定発達支援医	童の見	
見	療機関の措置児童	学 旅 行	算 式
	等であって、小学	に直接	次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×そ
	校第6学年、中学	必要な	の月の学年別見学旅行参加措置児童等数
学	校第3学年若しく	交通費、	
	は特別支援学校の	宿泊費	見学旅行費保護単価表 (措置児童等1人当たり)
	高等部第3学年	等	
旅	(高等学校を含		学年別 保護単価
	む。)の在学中のも		(年額)
	ので、その学校の		
行	教育課程において		小学校第6学年 21,190円
	実施される見学旅		
	行(通常の「修学		中学校第3学年 57,290円
費	旅行」をいう。)に		
	参加するもの。		特別支援学校の高等部第3
			学年(高等学校を含む。) 111,290円
(10)		ス の 口	カの笛子によって笛中しも好の人笠短し」 4日
(10)	障害児入所施設及び非常発達支援医		
			分の措置費として支弁する。
入	療機関の措置児童	-	
`# -	等であって、小学		
進	校第1学年に入学		
	し、又は中学校第	里用品	学年別入進学措置児童等数

学	1学年に進学する						
	もの。	入費					
支			入進学	支度金保護単			
				(措置児童	等1人当	(たり)
度							
			<u> </u>	学 年	別	1:	保護単価
金							(年額)
			小章	学校第1学年)	人学児童	4	10, 600 円
			中雪	学校第1学年近	E 学児童	4	17, 400 円
(11)	障害児入所施設及						
	び指定発達支援医			については4	1月分の指	昔置費と	して支弁す
特	療機関の措置児童	-	る。				
	等であって、別に						
別	定めるところによ			•			
	り、高等学校に在			表の特別育成			
育	学しているもの及		の月の	公私別高等学	校在学措	置児童等	数
	び高等学校第1学						
成	年に入学するも			育成費保護単			
	σ_{\circ}	教育に	(措	置児童等1人	当たり)	ı	
費		必要な					
		授業料、		公私	别	保護	
		クラブ				(月割	負)
		費等の					
		学校納		国・公立高等	学校	22, 900) 円
		付金、教			W 1.L	00.515	_
		科書代、		私立高等等	字校	33, 910) 円
		学用品					
		費等の数が					
		教科学	第 式		=44 337 7=		<u> </u>
		習費、通		加算費年額保		1,200 円	J×高等学校
		学費等	第1学	年入学措置児	重等数		
		(2)その旧章					
		の児童					
		の高等					
		学校入					

		学に際 し必学用 品費等	
(12)	障害児入所施設及 び指定発達支援医		次の算式によって算定した額
夏	療機関の措置児童	季等特	算 式
	等であって、義務	別行事	夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,090円
季	教育諸学校に在学	に参加	×夏季等特別行事参加措置児童等数
	しているもので、	するの	
等	その学校又は教育	に必要	
	委員会が、当該学	な交通	
特	年の児童・生徒の	費等	
	全員を参加させて		
別	行う夏季等の臨		
	海、林間学校等の		
行	行事に参加するも		
	の。		
事			
費			
(13)	障害児入所施設及 び指定発達支援医		次の算式によって算定した額とし、12月分の措置 費として支弁する。
期	療機関の措置児童	末にお	
末	等	ける被	算 式
_		服等の	期末一時扶助費年額保護単価 5,240 円×12 月
時		購入費	初日の措置児童等数
扶			
助			
費			
(14)	障害児入所施設の 措置児童等(重症	-	次の算式により算定した額の合算額

職	心身障害児を除	費	算 式	(1)			
	く。)であって、義	(1)そ	その	施設のその	の月における	うその措置	置児童等が
業	務教育を終了した	の児童	最も経	済的な通常	常の経路及び	方法に。	より通う場
	後公共職業訓練所	の交通	合のそ	の普通旅る	客運賃の定期	乗車券	(定期乗車
補	等の職業補導機関	費	券のな	い場合に	あってはこれ	れに準ず	るもの) の
	に通うもの。	(2)そ	実費				
導		の児童					
		に係る	算 式	(2)			
費		教科書	職業	補導費月額	預保護単価 4	,940 円:	×その月の
		代等	職業補	尊機関に通	うている措	置児童等	数
(15)	福祉型障害児入所				算定した額。		
		童の冬			のできる期間	間は、10/	月分から翌
児			年3月分	までに限る	0 0		
		暖に必	 15				
童		要な経	算 式				-# \\ /
_		費			用採暖費級地 い ニ	的別月額份	呆護単価×│
用			その月	初日の措置	记童等数		
採	旧在四点	或 # /= =	***/ ** /:	ᄔᄪᇆᅔᄸ	.		
n 	児里用採	ኤ賀 保護	里他表(措直児里寺	₹1人当たり)	
暖	67 Lt. Dt.		F 40 til.	4	O 40 UL	O 47 H	7 0 11 0 11 14
#	級地別		5 級 地	4 級 地	3 級 地	2 級 地	その他の地域
費							
	/n -+		_	_	_	_	_
	保護単価(月額	.)	円	円 5.400	円 0.400	円	円
			7, 050	5, 400	3, 490	2, 600	1, 300
	(注)旧在田塔丽进入	₩₩ □ Λ	·		ᇰᄼᇄ	⊢ ≀ = 88 - ↓ -	フンタケス
	(注)児童用採暖費の						
	一部を改正する法					•	, ,
	前の国家公務員の		F当に関す	る法律第	一余に規定す	の秘地に	△分を使用
	すること。						
(16)		(1)7	カの生	#/1/1- 4	・・・・・・	≠ . 東西 ↓ . ↓	2 記世學
(16)	障害児入所施設の			. ,	こって算定した		
<u> </u>	措置児童等(重症						
就	心身障害児を除		-				
	く。)であって、そ	に際し	ては、算:	式(2)によ	つて算定し	た額を加	算する。

-			
職	の児童が就職する	必要な	
	ためその入所の措	寝具類、	算 式(1)
支	置が解除されるこ	被服類	就職支度費1件当たり保護単価 81,260 円×そ
	ととなったもの。	等の購	の月の就職による措置解除児童数
度		入費	
		(2)そ	算 式(2)
費		の児童	就職支度費1件当たり特別基準保護単価
		の就職	141,430 円×その月の別に定める基準による就職
		に際し	による措置解除児童数
		必要な	
		住居費、	
		生活費	
		等	
(17)	障害児入所施設及	その死	 次の算式により算定した額。ただし、その死亡児
	び指定発達支援医	亡児の	の葬祭に要した費用の総額が 158,350 円を超える
葬	療機関の措置児童	火 葬 又	場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の
	等であって、死亡	は埋葬	額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車
祭	したもの(以下「死	納骨そ	の料金その他死体の運搬に要した費用の額が
	亡児」という。)	の他葬	10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内におい
費		祭のた	てその超える額を、それぞれ加算する。
		めに必	
		要な経	算 式
		費	葬祭費1件当たり保護単価 158,350 円×死亡
			- 児数
	1		ı

費目の	支弁対象児	経費の	各月の支弁額の算式
種類	童等	使途	
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(1)	主として肢	施設の運	次の算式により算定した額の合計額
肢	体不自由児	営に必要	
体	を入所させ	な医療費	算 式
不	る医療型障	0 m.yc	ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇
自	害児入所施		労働者健康保険、国民健康保険、船員保険 、
由	設の措置児		国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済
児	童等		組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教
基			職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険
本			者、組合員又は被扶養者である場合において
分			は、診療報酬の算定方法 (平成 20 年厚生労働
措			省告示第 59 号。以下「診療報酬の算定方法」
置			という。)及び入院時食事療養費に係る食事
医			療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の
療			費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生
費			労働省告示第 99 号。以下「入院時食事療養費
			の算定基準」という。)に準じて算定した額
			から、その社会保険において医療に関する給
			付が行われる額を控除した額
			イ アに該当しない措置児童等については、診
			療報酬の算定方法に準じて算定した額
(2)	主として肢	施設の運	次の算式により算定した額の合計額
肢	体不自由児	営に必要	
体	を入所させ	な医療費	算 式
不	る指定発達		各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢
自	支援医療機		体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に
由	関の措置児		定めるところに準じて算定した額
児	童等		
療			
育			
費			
(3)	主として自	施設の運	次の算式により算定した額の合計額
自	閉症児を入	営に必要	

閉	所させる医	な医療費	算 式
症	療型障害児		各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢
児	入所施設の		体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に
基	措置児童等		定めるところに準じて算定した額
本			
分			
措			
置			
医			
療			
費			
(4)	主として重	施設の運	次の算式により算定した額の合計額
重	症心身障害	営に必要	
症	児を入所さ	な医療費	算 式
心	せる医療型		各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢
身	障害児入所		体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に
障	施設及び指		定めるところに準じて算定した額
害	定発達支援		
児	医療機関の		
療	措置児童等		
育			
費			
(5)	障害児入所	その児童	次の算式によって算定した額
措	施設及び指	等の医療	
	定発達支援	に必要な	算 式
置	医療機関の	経費	その施設のその月におけるその措置児童等につ
	措置児童等		き、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の
医	であって疾		算定基準に準じて算定した額(その医療機関が社
	病、障害等に		会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児
療	より医師、歯		童等が社会保険の被扶養者等である場合において
	科医師等に		は、その社会保険において給付が行われる額を控
費	よって、診		除した額とする。) を合算した額
	察、治療、投		なお、その児童等の看護、移送等に要する費用
	薬、手術等の		についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準
	医療を受け		じて支弁して差支えない。
	るためその		
	支弁が必要		
	と認められ		
1	るもの		